

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の策定の趣旨

わが国では、昭和45年（1970年）に「障害者基本法」が制定、平成14年（2002年）には「障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向けて各分野で法制度の改正などが推進されてきました。さらに、平成23年（2011年）8月には「障害者基本法」が一部改正され、障害者の定義の中で、精神障害者に発達障害を含むことが明記されました。

障害福祉サービスにおいては、平成18年（2006年）の、「障害者自立支援法」の施行によって、障がい種別にかかわらず同じ仕組みの中でサービスが利用できることになりました。平成24年には、サービスの利用者負担を応能負担とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更となったことを受けて、サービスの提供体制の確保や見込量に係る障害福祉計画の策定が義務づけられました。

そのため、当町では、平成19年度に第1期障害福祉計画を策定し、第5期障がい福祉計画においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務づけられたことから、同計画と第1期障がい児福祉計画を一体的に策定しました。その後、第6期障がい者福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定していましたが、令和5年度をもって終了することから、今回新たに、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定するに至りました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「五戸町総合振興計画」を上位計画とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの提供体制の確保その他、同法に基づく業務の円滑な実施について目標等を定めるものです。

また、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定した「五戸町地域福祉計画」及び障害者基本法第11条の規定に基づいて策定した「五戸町障害者計画」の実施計画的なものとして、その基本理念や施策との整合性も図りながら取り組みます。

さらに、児童福祉法第33条の20に規定する「障害児福祉計画」を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づき、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築の推進について、本計画と一体的に策定するものです。

### 3 計画の期間

本計画は、国の指針に基づき3年間で1期として策定します。

第7期五戸町障がい福祉計画及び第3期五戸町障がい児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、計画の根幹となる法律や制度に大幅な変更が生じた場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
五戸町総合振興計画	第2次計画 (H27～R6)						
五戸町地域福祉計画	第2期(R5～R9)						
五戸町障がい者計画	第3次(R6～R11)						
五戸町障がい福祉計画	第7期(R6～R8)						
五戸町障がい児福祉計画	第3期(R6～R8)						

### 4 基本理念

五戸町障がい福祉計画は、五戸町障がい者計画で定めた基本理念を基に、五戸町総合振興計画の障がい施策を推進します。

## 共に認めあい、支えあう共生のまち・五戸

- 障がいのある人が暮らしやすい環境を整備するために、生活や就労、教育等に対する相談のほか、各種障がい者支援制度を推進します。
- 地域社会の様々な活動に参加し、交流できる環境を広げていくため、障がいへの理解を促進し、障がいのある人が地域社会の一員として関わり合える地域づくりに努めます。
- 医療、保健、教育、就労等の各分野における専門機関との連携を図り、支援体制の構築と支援の充実に努めます。

## 第2章 五戸町の障がい者等の現状

### 1 身体障がい児・者

令和5年3月末の身体障害者手帳所持者は、878人となっています。

等級別では1級が最も多く、手帳所持者の47.0%を占めており、障がい種別では、肢体不自由が最も多く、手帳所持者の51.9%を占めています。

令和元年度から令和4年度の手帳所持者は、全体で32人(3.6%)増加し、障がい種別では、内部障がいが23人(7.6%)で、一番増加しています。

令和5年3月末までに自立支援医療(更生医療)を活用している方は、88人となっています。

#### ■身体障害者手帳所持者数

令和5年3月末現在(単位:人)

種 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	21 (0)	13 (0)	2 (0)	6 (0)	2 (0)	1 (0)	45 (0)
聴覚・平衡機能障がい	0 (0)	13 (0)	7 (0)	16 (0)	0 (0)	33 (0)	69 (0)
音声・言語機能障がい	0 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)
肢体不自由	190 (4)	78 (2)	67 (0)	67 (0)	38 (1)	16 (1)	456 (8)
内部障がい	202 (1)	2 (0)	38 (3)	60 (1)			302 (5)
計	413 (5)	107 (2)	116 (3)	152 (1)	40 (1)	50 (1)	878 (13)

( )は18歳未満の児童再掲

出典:青森県障害者相談センター(業務概要)

#### ■身体障害者手帳所持者の推移

各年度3月末現在(単位:人)

種 別	R元年度	R2年度	R3年度
視覚障がい	41 (1)	41 (1)	43 (1)
聴覚・平衡機能障がい	58 (0)	60 (0)	65 (0)
音声・言語機能障がい	5 (0)	5 (0)	5 (0)
肢体不自由	463 (8)	472 (8)	475 (8)
内部障がい	279 (4)	276 (4)	288 (5)
計	846 (13)	854 (13)	876 (14)

( )は18歳未満の児童再掲

出典:青森県障害者相談センター(業務概要)

## ■ 自立支援医療（更生医療）給付状況

令和5年3月末まで(単位:人)

種 別	新 規	再 認 定	合 計
心 臓	16	0	16
腎 臓	12	58	70
肝 臓・免 疫	0	1	1
肢 体 不 自 由	0	1	1
音 声・言 語 そ し ゃ く	0	0	0
合 計	28	60	88

出典:福祉課

## 2 知的障がい児・者

令和5年3月末の愛護手帳（療育手帳）所持者は、238人となっています。

程度別では、B判定の手帳所持者がA判定の手帳所持者を上回っています。

令和元年度から令和4年度の手帳所持者は、全体で5人（2.1%）増加しています。

## ■ 愛護手帳（療育手帳）所持者数

令和5年3月末現在(単位:人)

程度別	18歳以上	18歳未満	計
A(最重度・重度)	53	7	60
B(中度・軽度)	154	24	178
計	207	31	238

出典:青森県障害者相談センター(業務概要)

## ■ 愛護手帳（療育手帳）所持者の推移

各年度3月末現在(単位:人)

程度別	R元年度	R2年度	R3年度
A(最重度・重度)	65 (8)	64 (7)	63 (7)
B(中度・軽度)	168 (32)	169 (30)	172 (26)
計	233 (40)	233 (37)	235 (33)

( )は18歳未満の児童再掲

出典:青森県障害者相談センター(業務概要)

### 3 精神障がい児・者

令和2年3月末の精神障害者保健福祉手帳所持者は、194人となっています。程度別では、多い順に2級、1級、3級となっています。

令和元年度から令和4年度の手帳所持者の増減はありませんでした。

令和5年3月末の自立支援医療（精神通院）を活用している方は、304人となっています。

#### ■精神障害者手帳所持者数

令和5年3月末現在(単位:人)

程度別	男	女	計
1級	27	29	56
2級	54 (1)	50	104 (1)
3級	16	18	34
計	97 (1)	97	194 (1)

( )は18歳未満の児童再掲

出典:三八地域県民局地域健康福祉部(事業概要)、福祉課

#### ■精神障害者手帳所持者の推移

各年度3月末現在(単位:人)

程度別	R元年度	R2年度	R3年度
1級	70	67	61
2級	96 (1)	94 (1)	101 (1)
3級	28	28	30
計	194 (1)	189 (1)	192 (1)

( )は18歳未満の児童再掲

出典:三八地域県民局地域健康福祉部(事業概要)、福祉課

#### ■自立支援医療（精神通院医療）利用者数

令和5年3月末現在(単位:人)

病名	利用者数
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	100
気分(感情)障害	100
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	27
精神遅滞	14
てんかん	23
その他	40
合計	304

出典:三八地域県民局地域健康福祉部(事業概要)

### ■自立支援医療（精神通院）受給者の推移

各年度3月末現在(単位:人)

	R元年度	R2年度	R3年度
受給者	285	225	322

出典:三八地域県民局地域健康福祉部(事業概要)

## 4 難病患者

難病患者については、障がいの程度によっては、身体障害者手帳の取得ができませんが、取得できない場合であっても「障害者総合支援法における障害者の定義」に該当する場合は、障がい者の福祉サービスを利用することができます。

令和5年3月末の医療費助成制度を活用している方は、135人となっています。

### ■特定医療受給者証交付数(医療費助成)

令和5年3月末現在(単位:人)

病名	人数	病名	人数
2 筋萎縮性側索硬化症	2	63 特発性血小板減少性紫斑病	3
6 パーキンソン病	16	67 多発性嚢胞腎	5
11 重症筋無力症	6	69 後縦靭帯骨化症	8
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	4	71 特発性大腿骨頭壊死症	2
17 多系統萎縮症	1	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1
18 脊髄小脳変性症	11	78 下垂体前葉機能低下症	1
22 もやもや病	3	85 特発性間質性肺炎	2
23 プリオン病	1	88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1
28 全身性アミロイドーシス	2	90 網膜色素変性症	5
35 天疱瘡	2	93 原発性胆汁性胆管炎	2
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2	96 クローン病	4
49 全身性エリテマトーデス	6	97 潰瘍性大腸炎	13
50 皮膚筋炎／多発性筋炎	4	127 前頭側頭葉変性症	1
51 全身性強皮症	2	158 結節性硬化症	1
52 混合性結合組織病	1	162 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)	1
54 成人スチル病	2	167 マルファン症候群	1
56 ベーチェット病	4	222 一次性ネフローゼ症候群	9
57 特発性拡張型心筋症	2	271 強直性脊椎炎	1
58 肥大型心筋症	1	306 好酸球性副鼻腔炎	2
合		計	135

出典:三八地域県民局地域健康福祉部(事業概要)

## ■特定疾病医療受給者の推移

各年度3月末現在(単位:人)

	R元年度	R2年度	R3年度
受給者	122	134	131

出典:三八地域県民局地域健康福祉部(事業概要)

## 5 小児慢性特定疾病

小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等は、医療費の助成や日常生活用具の給付制度を利用することができます。

令和2年3月末の医療費助成制度を活用している方は、9人となっています。

## ■小児慢性特定疾病医療受給者数・小児慢性特定疾病児童手帳交付状況

令和5年3月末現在(単位:人)

病名	受給者	手帳	合計
01 悪性新生物	1	1	2
02 慢性腎疾患	2	0	2
04 慢性心疾患	5	0	5
05 内分泌疾患	2	0	2
09 血液疾患	3	0	3
11 神経・筋疾患	2	0	2
15 骨系統疾患	1	0	1
合計	16	1	17

出典:三八地域県民局地域健康福祉部(事業概要)

## ■小児慢性特定疾病医療受給者の推移

各年度3月末現在(単位:人)

	R元年度	R2年度	R3年度
受給者	9	11	15
手帳	0	2	2

出典:三八地域県民局地域健康福祉部(事業概要)

## 6 障がい支援区分認定者

障がい者の福祉サービスの中で、居宅介護や生活介護などの介護給付を利用するためには、障害支援区分の認定を受ける必要があります。

令和4年3月末の障がい支援区分認定者は、122人となっています。障がい別では、多い順に知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者の順になっています。

令和2年度から令和4年度の認定者は、全体で3人（2.6%）増加しています。

※障がい種別が重複する場合は、主たる障がいに計上しています。

### ■障がい支援区分認定者数（非該当除く） 各年度3月末現在(単位:人)

種 別	R2年度	R3年度	R4年度
身体障がい者	33	33	31
知的障がい者	65	64	66
精神障がい者	21	22	25
難 病 者	0	0	0
合 計	119	119	122

出典:福祉課

### ■障がい別障がい支援区分認定者数

(身体障害者)

各年度3月末現在(単位:人)

障がい支援区分	R2年度	R3年度	R4年度
区 分 1	0	0	0
区 分 2	1	0	0
区 分 3	9	9	9
区 分 4	5	7	7
区 分 5	5	5	5
区 分 6	13	12	10
合 計	33	33	31

出典:福祉課



(知的障がい者)

各年度3月末現在(単位:人)

障がい支援区分	R2年度	R3年度	R4年度
区 分 1	0	0	0
区 分 2	8	10	10
区 分 3	11	8	6
区 分 4	13	14	19
区 分 5	12	12	11
区 分 6	21	20	20
合 計	65	64	66

出典:福祉課

(精神障がい者)

各年度3月末現在(単位:人)

障がい支援区分	R2年度	R3年度	R4年度
区 分 1	0	0	0
区 分 2	5	5	6
区 分 3	8	7	9
区 分 4	7	8	6
区 分 5	1	1	3
区 分 6	0	1	1
合 計	21	22	25

出典:福祉課

(難病者)

過去3年間、認定を受けた方はいませんでした。

【参考】障がい支援区分の認定を受けずにサービスを利用している方

各年度3月末現在(単位:人)

種 別	R2年度	R3年度	R4年度
身体障がい者	8 (2)	9 (2)	8 (1)
知的障がい者	46 (5)	50 (5)	50 (5)
精神障がい者	29 (0)	31 (0)	39 (0)
難 病 者	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	83 (7)	90 (7)	97 (6)

( )は18歳未満の児童再掲

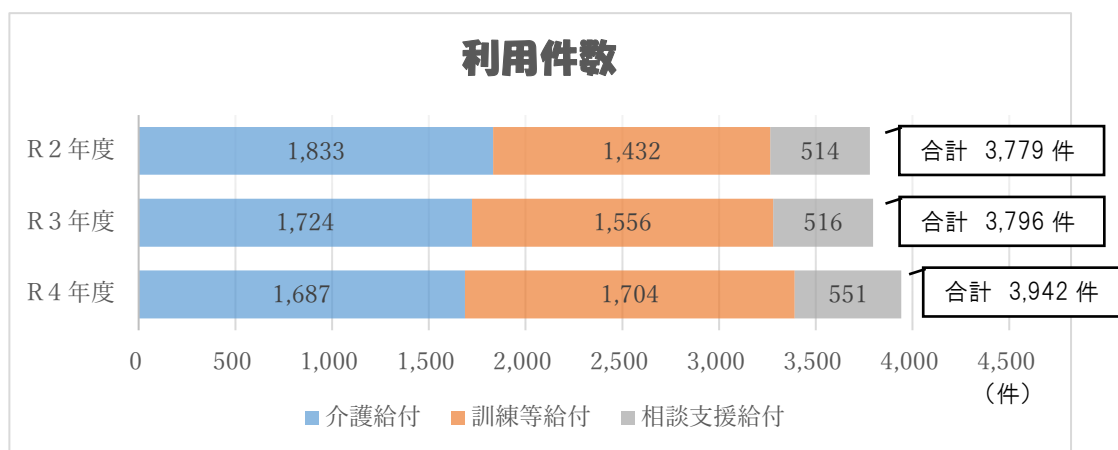
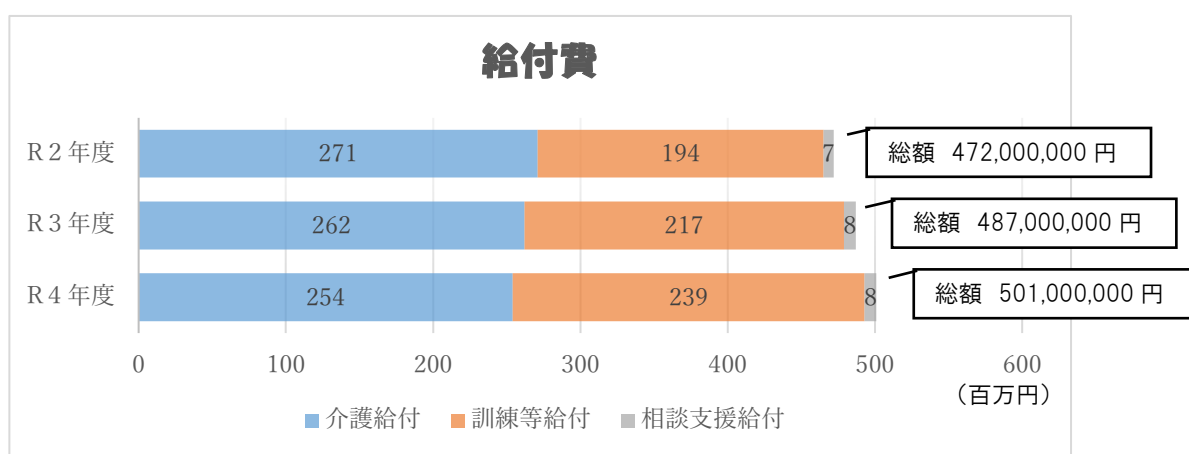
出典:福祉課

## 7 障がい支援に係る費用

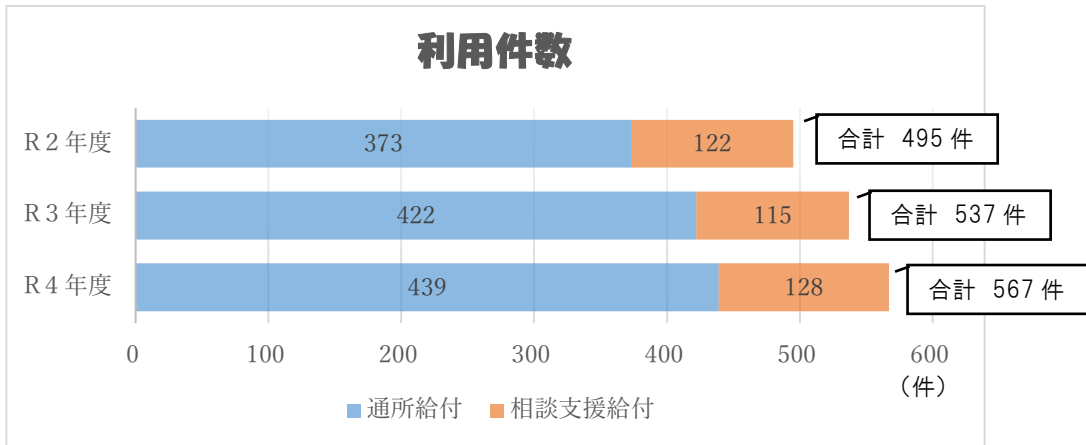
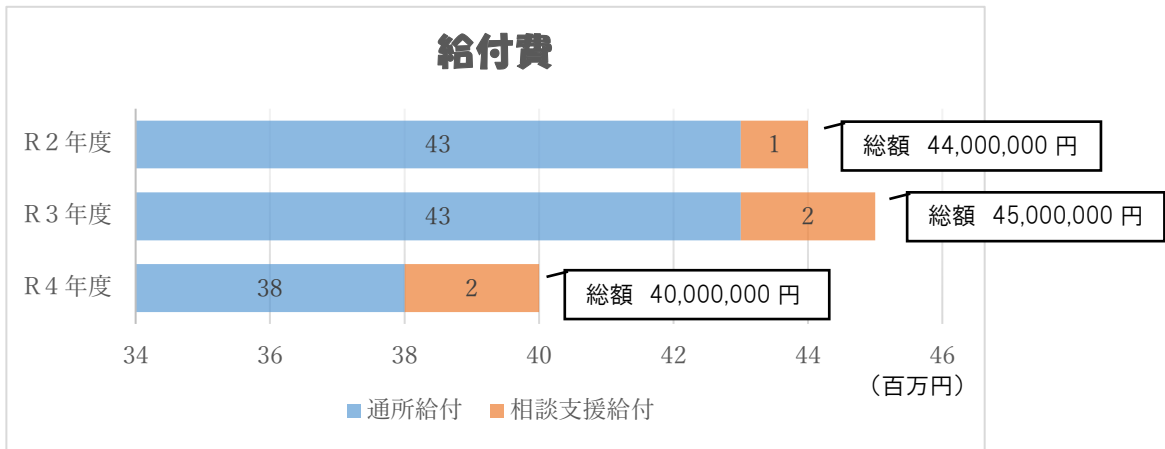
障がい者については、給付費が増加傾向にあり、令和4年度の給付費の総額は501,000,000円となっています。これは、診療報酬改定により、給付費の単価が上がったことに加え、支援ニーズの多様化によるものです。

障がい児についても、給付費と利用件数が増加傾向にあります。令和4年度については感染症流行等により1人当たりの利用日数が減少したことにより給付費の総額は40,000,000円と大幅に減少しました。

### ■障がい者（18歳以上）



■障がい児（18歳未満）



## 第3章 成果目標等に関する事項

国の基本指針に基づき、これまでの計画実施状況や地域課題等を踏まえて成果目標を設定します。

### 〔国の基本指針に基づいた成果目標〕

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行**
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**
- 3 地域生活支援の充実・地域生活支援拠点等の機能の充実**
- 4 福祉施設から一般就労への移行等**
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等**
- 6 相談支援体制の充実・強化等**
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築**

## 成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

### ■国の基本指針に定める数値目標

令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

令和8年度末の施設入所者数を令和5年度末時点の施設入所者数から6%以上削減することを基本とする。

### ■町の目標

項目	数値	備考
令和4年度末時点の入所者数	39人	令和4年3月31日時点の施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	3人 (6%削減)	共同生活援助(グループホーム)等への移行者数

### ■町の取組

自立等の相談支援、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、地域相談支援の活用や相談支援事業所との連携を図りながら、地域生活に移行可能な福祉施設入所者とその家族及び支援関係者との調整を行うなど、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する障がい者に対する支援を行います。

## 成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ■国の基本指針に定める数値目標

- ① 令和8年度末における精神病床における1年以上の長期入院者数の減少を目標とする。
- ② 令和8年度末における入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
- ③ 令和8年度末の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数を平均325.3日以上とする。

### ■町の目標

項目	計画 R3年度	実績 R4年度	目標 R8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	—	—	圏域設置
項目	目標 R6年度	目標 R7年度	目標 R8年度
開催回数	0回	0回	1回
関係者の参加者数	0回	0回	13人
目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回

### ■町の取組

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取組むとともに、国の基本指針及び県の障害福祉計画に留意しながら、精神障がい者が地域の一員として安心して暮らすことができる体制づくりについて検討し推進していきます。

## 成果目標3 地域生活支援の充実・地域生活支援拠点等の機能の充実

### (1)地域生活支援拠点等の整備状況等について

#### ■国の基本指針に定める数値目標

令和8年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。また、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築する。

#### ■町の目標

項目	計画 R3年度	実績 R4年度	目標 R8年度
地域生活支援拠点等の整備	—	—	圏域設置
コーディネーターの配置	—	—	圏域配置
地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業者等の担当者の配置	—	—	圏域配置
支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討	—	—	1回

#### ■町の取組

地域生活支援拠点は、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能として①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ対応、④専門性、⑤地域の体制づくりの5つの機能を有し、地域の実情に合わせて整備することが求められています。

利用者のニーズや障害福祉サービス事業所の整備状況などを把握し、地域生活支援拠点の体制づくりについて、圏域での設置を目指します。

また、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め効果的な支援体制を構築するためコーディネーターの配置を検討します。

## (2)強度行動障がいをもつ障がい者の状況や支援ニーズの把握・関係機関が連携した支援体制の整備について(新規)

### ■国の基本指針に定める数値目標

令和8年度末までに各市町村又は各圏域において強度行動障がいをもつ障がい者の支援ニーズを把握し支援体制を整備する。

### ■町の目標

項目	計画 R3年度	実績 R4年度	目標 R8年度
強度行動障がいをもつ障がい者への支援体制の整備	—	—	圏域設置

### ■町の取組

強度行動障がいをもつ障がい者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を圏域で検討します。



## 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

### (1)一般就労への移行者数について

#### ■国の基本指針に定める数値目標

令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する移行者数の目標値を設定する。

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ② 就労継続支援A型から一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.29倍以上とすることを基本とする。
- ③ 就労継続支援B型から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

#### ■町の取組

相談支援事業所や関係事業者へ各種制度に関する情報提供を行うなど連携を図ることで、就労移行支援等の就労サービスから一般就労へ移行していただけるよう積極的に支援していきます。

また、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。

## (2)就労定着支援事業に関する目標について

### ■国の基本指針に定める数値目標

障がい者の一般就労への定着も重要であり、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定する。

- ① 令和8年度における一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者が令和3年度実績の1.41割以上することを基本とする。
- ② 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることを基本とする。

### ■町の取組

障がい者の一般就労への定着も重要であるため、一般就労への移行後も、継続して就労できるよう、障がい者及び相談支援事業所に対して、就労定着支援事業の周知を図り、就労定着率の増加を目指します。

## 成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

### (1)障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について

#### ■国の基本指針に定める数値目標

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実。

- ① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。
- ② 令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

#### ■町の目標

項目	計画 R3年度	実績 R4年度	目標 R8年度
児童発達支援センターの設置	—	圏域で設置済	設置済を継続
保育所等訪問支援の利用体制を構築	—	圏域で設置済	設置済を継続
障がい児の地域社会への参加・包容推進体制の構築	—	—	圏域で設置

#### ■町の取組

八戸圏域で4ヵ所の事業所があり、支援体制は確保されています。

事業所の状況を確認し、必要に応じて、事業所の追加を検討するなど、障がい児とその家族が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

また、保育所等訪問支援事業を活用し障がい児及びその家族の地域社会への参加を推進する体制を確保します。

## (2)重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

### ■国の基本指針に定める数値目標

重症心身障がい児・医療的ケア児への支援の充実。

- ① 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- ② 令和8年度末までに、県、各市町村又は圏域において、医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

### ■町の目標

項目	計画 R3年度	実績 R4年度	目標 R8年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	—	圏域で設置済	設置済を継続
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	—	圏域で設置済	設置済を継続
医療的ケア児支援のための協議の場を設置	—	圏域で設置済	設置済を継続
医療的ケア児等のコーディネーターを配置	—	0人(圏域)	1人(圏域)

### ■町の取組

八戸圏域で重症心身障がい児への対応が可能な事業所があり、支援体制は確保されています。

事業所の状況を確認し、必要に応じて、事業所の追加を検討するなど、障がい児とその家族が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

また、令和2年度に医療的ケア児に係る支援方針を検討する場を八戸圏域で設置し、毎年協議を行っており、医療的ケア児コーディネーターの配置の実現を目指します。

医療的ケア児コーディネーターを含め、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関と連携を図り、医療的ケア児支援の充実を目指します。

## 成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

### (1) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化について(新規)

#### ■国の基本指針に定める数値目標

令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置含む。）し総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

#### ■町の目標

項目	計画 R3年度	実績 R4年度	目標 R8年度
基幹相談支援センターの設置	—	未設置	圏域で設置
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	—	未設置	圏域で設置
項目	目標 R6年度	目標 R7年度	目標 R8年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	1回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	0回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	1人

#### ■町の取組

基幹相談支援センターを核とする地域の相談支援体制を早期に整備し、誰もが安心して、総合的・専門的な相談支援を受けられる体制の確保に努めます。

複数市町村での共同設置を早期に実現するため、圏域での協議・検討を積極的かつ確実にを行い専門的な人材の確保とその資質向上を図るよう働きかけます。

## (2)個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善について(新規)

### ■国の基本指針に定める数値目標

令和8年度末までに、各市町村において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等及びそのために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

### ■町の目標

項目	計画 R3年度	実績 R4年度	目標 R8年度
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及びそのために必要な協議会の体制確保	—	未設置	単独で設置
項目	目標 R6年度	目標 R7年度	目標 R8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施件数	0件	0件	1件
参加事業所・機関数	0	0	1
専門部会の設置数	0	0	1
専門部会の実施回数	0回	0回	1回

### ■町の取組

相談支援事業所との連携を更に強化しながら、専門部会の設置を検討し、事例検討を通じ地域サービス基盤の改善等のために必要な体制を確保する努力をします。

## 成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ■国の基本指針に定める数値目標

令和8年度末までに、都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

### ■町の目標

項目	計画 R3年度	実績 R4年度	目標 R6年度
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	—	—	実施
項目	目標 R6年度	目標 R7年度	目標 R8年度
障がい福祉サービスに係る各研修の参加人数	2人	2人	2人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	2回	2回	2回

### ■町の取組

障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、自立支援審査支払等システム等を活用して、利用状況を把握し、障がい者が必要とするサービス等が提供できているか検証を行っていく体制の構築に努めます。

## 第4章 障害福祉サービスの現状と見込量

### 1 障害福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

##### ■事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。	障害支援区分1以上の方
重度訪問介護	居宅介護に加え、外出時の移動中の介護等を総合的に行います。	重度の肢体不自由者又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で、常に介護を必要とする障害支援区分4以上の方
行動援護	行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護等を行います。	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しく困難であり、常に介護を必要とする障害支援区分3以上の方
同行援護	外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の援助を行います。	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方
重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に行います。	介護の必要度が著しく高く、常に介護を必要とする障害支援区分6の方

##### ■サービス実績および計画

			第6期計画			第7期計画		
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護 重度訪問介護	利用者数 (人)	実績	23	21	24			
		計画	22	22	22	27	28	28
行動・同行援護 重度障害者等包括支援	時間数 (時間)	実績	322	258	328			
		計画	387	391	395	822	826	830

\*1 か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

訪問系サービスの利用者及び時間数は、年度により増減があります。

##### ■現状と方策

地域生活を継続するために必要な訪問系サービスの利用は、年度により増減はありますが、利用者のニーズを把握し、サービス提供事業所と検討を行うなど、適切なサービスの提供ができるよう努めます。



## (2) 日中活動系サービス

### ■事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
①生活介護	常時介護を必要とする方に対し、地域や入所施設において、食事・入浴・排せつ等の介護や、創作的活動または軽作業等の生産活動の機会を提供します。	常時介護を必要とし、次のいずれかに該当する方 ① 49歳以下で障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上）の方 ② 50歳以上で障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）の方
②自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生産能力の維持・向上を図るため身体的リハビリテーションを一定期間行います。	① 医療機関や入所施設を退院・退所し、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方 ② 特別支援学校を卒業し、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方
③就労選択支援	就職先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、障がい者本人の希望や就労能力に合った選択を支援します。	① 就労移行支援又は就労継続支援を使用している方 ② 就労移行支援又は就労継続支援を使用する意向のある方
④自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図る訓練を一定期間行います。	① 医療機関や入所施設を退院・退所し、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方 ② 特別支援学校を卒業した方や継続した通院により症状が安定している方等で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方
⑤宿泊型自立訓練	居住の場を提供し、日常生活能力を向上させるための支援を一定期間行います。	自立訓練（生活訓練）に掲げる方のうち、日中、一般就労や障害福祉サービス等を利用している方
⑥就労移行支援	生産活動、職場体験を通じた就労に必要な訓練、求職活動、就職後における職場への定着等に関する支援を一定期間行います。	① 単独で就労することが困難であり、就労に必要な訓練及び就労先の紹介等の支援が必要な方。 ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する方（65歳以上の方を含む）
⑦就労継続支援A型	雇用契約に基づいて生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労への移行に必要な知識、能力を向上させるための支援、指導等を行います。	今後就労が見込まれる方のうち、次のいずれかに該当する方 ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方 ③ 就労経験があり、現在、雇用関係のない方

サービス名	事業内容	対象者
⑧就労継続支援B型 (非雇用型)	生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な支援、指導等を行います。	次のいずれかに該当する方 ① 就労経験はあるが、年齢・体力面で一般企業に雇用されることが困難となった方 ② 50歳以上又は障害基礎年金1級受給者 ③ 就労移行支援事業者等によるアセスメントで課題が把握されている方
⑨就労定着支援	障害福祉サービスから一般就労へ移行し、環境が変化したことにより、生じた日常生活又は社会生活での課題に対し、雇用継続を目的とした関係機関との必要な連絡調整や、指導・助言等をの支援を実施します。	就労移行支援等の利用後、通常の事業所に新たに雇用された方で、就労を継続している期間が6ヶ月経過した方
⑩療養介護	医療機関での日常生活上の介護、機能訓練、療養上の管理・看護等の支援を実施します。	医療的ケアに加え、常時の介護を要する、次のいずれかに該当する方 ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5以上の方
⑪短期入所(福祉型)	介護者の疾病等により、在宅で介護が受けられない場合に、障害者支援施設等へ短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。	在宅で生活する障害支援区分1以上の方
⑫短期入所(医療型)	介護者の疾病等により、在宅で介護が受けられない場合に、病院や診療所等に短期間入所し、療養上の管理・看護や、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。	在宅で生活する障害支援区分1以上の方で、療養介護の対象者に該当する方又は重度心身障害児

## ■ サービス実績および計画

### ①生活介護

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績	63	60	62			
	計画	78	84	90	61	61	60
時間数 (時間)	実績	1,286	1,200	1,250			
	計画	1,511	1,646	1,794	1,232	1,215	1,197

\*1か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

生活介護の利用者及び時間数は、大きな増減はありません。

## ②自立訓練（機能訓練）

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績	0	0	0			
	計画	1	2	2	1	2	2
利用日数 (日)	実績	0	0	0			
	計画	23	46	46	23	46	46

\*1 か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

自立訓練(機能訓練)の利用者は、ありませんでした。

## ③就労選択支援（新設）

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績	—	—	—			
	計画	—	—	—	0	0	1

\*1 か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

新設される事業です。

## ④自立訓練（生活訓練）

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績	6	6	6			
	計画	4	5	6	2	2	2
利用日数 (日)	実績	99	135	135			
	計画	92	115	138	44	44	44

\*1 か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

自立訓練(生活訓練)の利用者及び利用日数は、増加しています。

## ⑤宿泊型自立訓練

(単位:人/月)

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績		4	4	5			
計画		5	5	6	5	6	6

\*1 か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

宿泊型自立訓練の利用者は3人から4人に増加しています。

### ⑥就労移行支援

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績	0	0	1			
	計画	1	1	1	1	1	1
利用日数 (日)	実績	0	0	22			
	計画	22	22	22	22	22	22

\*1か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

就労移行支援の利用者は1人でした。

### ⑦就労継続支援A型(雇成型)

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績	18	21	20			
	計画	15	16	17	21	22	23
利用日数 (日)	実績	363	453	440			
	計画	279	285	291	484	532	585

\*1か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

就労継続支援A型の利用者は18人から20人に増加し、利用日数も増加しています。

### ⑧就労継続支援B型(非雇成型)

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績	74	87	85			
	計画	71	71	72	91	97	104
利用日数 (日)	実績	1,480	1,688	1,672			
	計画	1,308	1,321	1,334	1,777	1,888	2,007

\*1か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

就労継続支援B型の利用者は74人から85人に増加し、利用日数も増加しています。

### ⑨就労定着支援

(単位:人/月)

	第6期計画			第7期計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績	0	0	0			
計画	1	2	2	1	2	2

\*1か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

就労定着支援の利用者は、ありませんでした。

### ⑩療養介護

(単位:人/月)

	第6期計画			第7期計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績	3	3	3			
計画	3	3	3	3	3	3

\*1か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

療養介護の利用者は、3人で推移しています。

### ⑪短期入所(福祉型)

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績	1	1	2			
	計画	5	7	9	3	4	6
利用日数 (日)	実績	6	2	10			
	計画	18	25	33	13	17	22

\*1か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

短期入所(福祉型)の利用者は1人から2人に増加し、利用日数も増加しています。

### ⑪短期入所(福祉型)のうち重度障がい者(再掲)

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績	—	—	—			
	計画	—	—	—	1	2	2
利用日数 (日)	実績	—	—	—			
	計画	—	—	—	5	10	10

\*1か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

### ⑫短期入所(医療型)

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績	0	0	0			
	計画	3	4	6	1	2	2
利用日数 (日)	実績	0	0	0			
	計画	13	17	22	5	10	10

\*1か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

短期入所(医療型)の利用者はありませんでした。

⑫短期入所（医療型）のうち重度障がい者（再掲）

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 （人）	実績	—	—	—			
	計画	—	—	—	1	2	2
利用日数 （日）	実績	—	—	—			
	計画	—	—	—	5	10	10

\*1 か月あたりの数値を計上（各年度とも3月）

■現状と方策

地域生活を継続するために重要な日中活動系サービスは、障害者手帳所持者の増加に伴い、利用ニーズが高まっています。

特に、④自立訓練（生活訓練）、⑦就労継続支援A型、⑧就労継続支援B型、⑩短期入所（福祉型）の利用が増加しています。

また、②自立訓練（機能訓練）、⑥就労移行支援、⑨就労定着支援、⑫短期入所（医療型）については、通所手段が確保出来ない等の理由で、利用者数が伸びない状況にあります。必要に応じてニーズ調査を行い、障がい者が安心して地域で生活できる環境作りに努めます。

在宅で支えてきた保護者の高齢化や、精神科医療機関退院後の受け皿として、今後も利用ニーズが高まることが見込まれます。利用者のニーズを把握し、サービス提供事業者と検討を行うなど、適切なサービス提供につなげるとともにサービス提供量の確保に努めます。

### (3) 居住系サービス

#### ■事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
①自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での課題に対し、定期的な巡回又は随時通報を受けて訪問、相談、関係機関との必要な連絡調整を行います。	障害者支援施設や共同生活援助等から単身生活に移行した障がい者又は、単身若しくは家族が疾病・障害等により、各般の課題に対し、支援が見込めない方
②共同生活援助	主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事等の介護を行います。	障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談や日常生活上の援助を必要とする方 身体障がい者においては、65歳未満（障害福祉サービスを継続して利用する場合は65歳以上も含む）で利用を希望する方
③施設入所支援	主として夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。	次のいずれかに該当する方 ① 障害支援区分4以上で50歳未満の方（50歳以上は障害支援区分3以上） ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型を利用し、入所が必要な方 ③ 障害支援区分3以下で、入所が必要となる方（サービス等利用計画の作成が必要）

#### ■サービス実績および計画

##### ①自立生活援助

(単位:人/月)

	第6期計画			第7期計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績	0	1	1			
計画	1	2	2	1	2	2

\*1か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

自立生活援助の利用者1名でした。

##### ②共同生活援助

(単位:人/月)

	第6期計画			第7期計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績	26	25	27			
計画	27	28	28	27	27	27

\*1か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

共同生活援助の利用者は26人から27人に増加しています。

## ②共同生活援助のうち重度障がい者（再掲）

（単位：人／月）

	第6期計画			第7期計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績	2	2	2			
計画	—	—	—	2	2	2

\*1 か月あたりの数値を計上（各年度とも3月）

共同生活援助の利用者のうち重度障がい者は2名です。

## ③施設入所支援

（単位：人／月）

	第6期計画			第7期計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績	41	39	39			
計画	46	45	44	38	37	36

\*1 か月あたりの数値を計上（各年度とも3月）

施設入所支援の利用者は41人から39人に減少しています。

### ■現状と方策

在宅生活が困難となった障がい者の共同生活援助の需要が高まっています。共同生活援助については、待機者が多い現状でもあることから、状況に応じて事業所等との連携を図り、サービス提供量の確保に努めます。

施設入所支援については、国の成果目標に沿って、第7期中の3年間で、施設入所から地域生活へ移行する人を3人とし、在宅生活が可能な利用者と家族のニーズを把握し、サービス提供事業所と検討を行うなど、適切なサービスの提供ができるよう努めます。



#### (4) 相談支援

##### ■事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
①計画相談支援	専門の研修を修了した相談支援専門員が、障害福祉サービス利用に係るサービス等利用計画の作成、事業所との調整、その他障がい者の総合的な相談支援等を行います。	障害福祉サービスを利用するすべての障がい児者
②地域移行支援	障害者支援施設又は精神科病院から退所、退院して地域生活に移行する際に、住居の確保や、その他地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	精神科病院に入院又は、障害者支援施設等に入所し、地域生活への移行のための支援が必要となる方
③地域定着支援	居宅において単身等で生活する際に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方 ② 居宅において家族と同居しているが、家族が障がいや、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある方

##### ■サービス実績および計画

###### ①計画相談支援

(単位:人/月)

	第6期計画			第7期計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績	53	62	60			
計画	57	65	73	64	68	72

\*1か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

計画相談支援の利用者は53人から60人に増加しています。

###### ②地域移行支援

(単位:人/月)

	第6期計画			第7期計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績	0	0	0			
計画	1	1	1	1	1	1

\*1か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

地域移行支援の利用者は、ありませんでした。

### ③地域定着支援

(単位:人/月)

	第6期計画			第7期計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実績	0	0	0			
計画	1	1	1	1	1	1

\*1 か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

地域定着支援の利用者は、ありませんでした。

#### ■現状と方策

計画相談については、相談支援専門員がサービス等利用計画案を作成し利用者の意向や現状に基づいた目標等の設定、各サービスの調整を行っており、自立に向けた支援体制や生活環境が確保されています。また、定期的にモニタリングを実施することにより、サービス提供内容や本人の現状を把握し、サービス提供体制の見直しを行っています。

今後も、新規利用者が増加していることから、相談支援事業所と必要な情報共有を行う等の連携を図り、必要に応じて、新たな相談支援専門員の確保に努めます。

地域移行支援、地域定着支援についても、地域生活へ移行するための必要なサービスのため、事業の周知を図り、サービスの活用促進に努めます。

## (5) 障がい児支援サービス

### ■事業内容および対象者

サービス名	事業内容	対象者
①児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、理学療法等の機能訓練、医療的管理下での支援、その他の必要な支援を行います。	身体、知的、精神の障がい又は発達障害あるいはその疑いのある未就学児
②放課後等デイサービス	放課後や学校休業日に通所し、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	身体、知的、精神の障がい又は発達障害あるいはその疑いのある就学児
③保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の必要な支援を行います。	身体、知的、精神の障がい又は発達障害あるいはその疑いのある保育所等を利用する児童
④居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。	重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難で障害児通所支援を利用することが出来ない障がい児
⑤障害児相談支援	専門の研修を修了した相談支援専門員が、障害児通所支援利用に係る障害児支援利用計画の作成、事業所との調整、その他障がい児の総合的な相談支援等を行います。	障がい児通所支援を利用するすべての障がい児

### ■サービス実績および計画

#### ①児童発達支援

			第2期計画		
			R3年度	R4年度	R5年度
利用者数 (人)	実績	福祉型	2	5	4
	計画		2	2	2
利用日数 (日)	実績	福祉型	24	32	30
	計画		46	46	46
利用者数 (人)	実績	医療型	1	1	1
	計画		1	1	1
利用日数 (日)	実績	医療型	6	6	6
	計画		8	8	8
			第3期計画		
			R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績				
	計画	3	3	3	
利用日数 (日)	実績				
	計画	52	52	52	

\*1 か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

児童発達支援は令和6年4月から一元化されます。利用者は3人から5人に増加しています。

## ②放課後等デイサービス

		第2期計画			第3期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績	28	25	28			
	計画	28	34	40	28	28	40
利用日数 (日)	実績	325	345	350			
	計画	300	330	363	364	379	397

\*1 か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

放課後等デイサービスの利用者は28人で推移していますが、利用日数は増加しています。

## ③保育所等訪問支援

		第2期計画			第3期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績	0	0	2			
	計画	1	1	1	2	2	2
利用日数 (日)	実績	0	0	3			
	計画	1	1	1	4	4	4

\*1 か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

保育所等訪問支援の利用者は、令和5年度に2人ありました。

## ④居宅訪問型児童発達支援

		第2期計画			第3期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	実績	0	0	0			
	計画	1	1	1	1	1	1
利用日数 (日)	実績	0	0	0			
	計画	5	5	5	5	5	5

\*1 か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

居宅訪問型児童発達支援の利用者は、ありませんでした。

## ⑤障害児相談支援

(単位:人/月)

	第2期計画			第3期計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
実績	15	16	19			
計画	20	24	28	21	24	27

\*1 か月あたりの数値を計上(各年度とも3月)

障害児相談支援の利用者は15人から19人に増加しています。

## ■現状と方策

放課後等デイサービスについては、利用ニーズが高まっています。

現在、八戸圏域においては障がい児を支援するための体制が確保され、当町にも、放課後等デイサービスと障害児相談支援事業を提供している2事業所があります。通所手段の確保等が課題となるケースもあり、必要に応じてニーズ調査を実施することにより、障がい児やその家族が安心して療育支援が受けられるよう状況に応じて事業所等との連携を図り、サービス提供内容の充実に努めます。

また、利用児のニーズと事業所の体制がマッチングしない状況が見受けられることから、利用児のニーズを把握し、サービス提供事業所との情報共有や関係する医療・教育機関及び保育所等との連携により、支援体制の整備やニーズの充足に努めます。

児童発達支援の医療型と福祉型が令和6年4月から一元化されるため、より身近な地域で必要な支援が受けられるよう、制度について周知します。

## 2 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

#### ■ 事業内容

事業名	事業内容
①理解促進研修・啓発事業	障がいのある方等への理解を深めるための啓発を通じて地域住民の方への働きかけを強化し、共生社会の実現を図ります。
②相談支援事業	
障がい者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。
基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を実施し、権利擁護、虐待防止、地域移行、地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組等の業務を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置し、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組み等を行い、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的または精神障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。
③成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用と認められる知的または精神障がい者のうち、身寄りがない等の理由から町長申立てを行う場合に、成年後見制度の手続きに要する費用(登記手数料、鑑定費用等)、後見人等に支払う報酬の全部又は一部を助成します。
④意思疎通支援事業 (手話通訳者・及び要約筆記者派遣事業)	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方と、その他の方の意思疎通を仲介するため、手話通訳者または要約筆記者の派遣等を行います。
⑤日常生活用具給付事業	重度の障がい等があり要件に該当する方に対して、身体介護を支援する介護訓練支援用具、入浴や移動等の自立生活を支援する自立支援用具、またはストマ用装具等の排せつ管理支援用具等、快適な日常生活を支援するための用具を給付します。
⑥手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、手話奉仕員養成研修を受講する方への支援を行います。
⑦移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者および障がい児が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を必要とする場合に、車椅子やストレッチャーのまま乗降できる福祉車両による移送を行なう車両移送支援、ヘルパー等によるマンツーマンでの付き添いや移動介護を行う個別移動支援等を行います。

事業名	事業内容
⑧地域活動支援センター事業	
地域活動支援センター基礎的 事業	地域で生活する障がい者の日中活動の場として地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援等を行います。
地域活動支援センター機能 強化事業「地域活動支援セ ンターⅠ型」	精神保健福祉士等の専門職員の配置、機能訓練や社会適応訓練等を実施することにより、地域活動支援センターの機能の強化を図ります。人員配置等の基準によりⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類されます。

## ■事業実績および計画

### ①理解促進研修・啓発

(単位:件数)

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ヘルプマークの配 布	実績	—	—	—			
	計画	—	—	—	実施	実施	実施

### ②相談支援事業

(単位:カ所)

		第6期計画			第7期計画		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
相談支援事業	実績	4	4	4			
	計画	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援セン ターの設置	実績	—	—	—			
	計画	—	—	—	0	0	1
基幹相談支援セン ター等機能強化事 業	実績	4	4	4			
	計画	4	4	4	4	4	4
住宅入居等支援 事業	実績	0	0	0			
	計画	4	4	4	4	4	4

相談支援事業は、4事業所に委託をして実施しています。

### ③成年後見制度利用支援事業

(単位:件数)

		第6期計画			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度利用支援事業	実績	1	0	2			
	計画	2	2	2	3	3	3

成年後見制度利用支援事業の利用件数は、1 件から 2 件に増加しました。

### ④意思疎通支援事業（手話通訳者・及び要約筆記者派遣事業）

(単位:件数)

		第6期計画			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話通訳者・及び要約筆記者派遣	実績	16	11	14			
	計画	6	6	6	14	14	14

意思疎通支援事業の利用件数は、年度によりばらつきがみられますが利用件数は増加傾向にあります。

### ⑤日常生活用具給付事業

(単位:件数)

		第6期計画			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
介護訓練支援用具	実績	4	2	4			
	計画	3	4	4	4	4	4
自立生活支援用具	実績	8	1	4			
	計画	3	4	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	実績	0	2	3			
	計画	3	3	3	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	実績	1	3	3			
	計画	3	3	3	3	3	3
排せつ管理支援用具 <small>(1か月分を1件として算定)</small>	実績	453	551	576			
	計画	480	504	504	600	600	600
居宅生活動作補助用具	実績	1	1	1			
	計画	1	1	1	1	1	1
合計	実績	467	560	591			
	計画	493	519	519	615	615	615

排せつ管理支援用具の給付が、実績のほとんどを占めています。その他の用具の給付については、年度によりばらつきがみられます。全体としては、増加傾向にあります。



## ⑥移動支援事業

		第6期計画			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実施数 (カ所)	実績	3	3	4			
	計画	4	4	4	4	4	4
利用実人数(人)	実績	52	40	43			
	計画	40	61	67	70	73	76
利用時間数 (のべ時間数)	実績	340	299	831			
	計画	250	250	250	834	837	840

移動支援事業の委託実施先は 4 カ所で、利用者及び時間数は、増加しています。

## ⑦地域活動支援センター基礎的・機能強化事業

		第6期計画			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
実施数 (カ所)	実績	4	4	4			
	計画	4	4	4	4	4	4
利用実人数(人)	実績	18	2	8			
	計画	23	24	25	8	8	8

地域活動支援センター基礎的・機能強化事業は 4 事業所に委託をして実施しています。

### ■現状と方策

事業ごとに利用の増減はありますが、障がい者の自立した地域生活や社会参加を促進するために必要なサービスであるため、事業の周知を図り、サービスの活用促進に努めます。

## (2) 任意事業

### ■ 事業内容

事業名	事業内容
①福祉ホーム事業	介助を必要としないで1人で生活する力があるが、家庭環境や住宅事情で住宅の確保が困難な障がい者に対して、低額な料金で居室その他の設備を提供します。補助事業にあたっては、福祉ホームを運営する市町村に対し、当町における利用者に係る割合の負担金を交付することにより、実施しております。
②訪問入浴サービス	歩行が困難で、移送に耐えられない等の事情がある重度の身体障がい児・者に対し、訪問入浴車を派遣し、定期的に訪問入浴サービスを行うことにより、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
③日中一時支援	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および一時的な休息を図ります。
④知的障害者職親委託	障害者相談センターの判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人(職親)に預け、生活指導および技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。
⑤更生訓練費給付事業	就労移行支援または自立訓練を利用している方に対し、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
⑥施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業または就労継続支援事業を利用している方が、就職により施設を退所する場合に就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。
⑦自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業	障がい者が普通自動車免許を取得するのに要する経費を助成し、就労等社会活動への参加を促進します。 また、身体障がい者が就労等に伴い、自らが所有・運転する自動車を改造するのに要する経費を助成し、障がい者の福祉の増進、社会復帰の促進を図ります。

※当町では、地域生活支援事業の市町村任意事業は、上記の7事業を実施しています。その事業のうち以下の3事業は、補助金交付対象外の事業です。

⑤更生訓練費給付事業

⑥施設入所者就職支度金給付事業

⑦自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

## ■事業実績および計画

### ①福祉ホーム事業

		第6期計画			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用者数 (人)	実績	1	1	1			
	計画	3	3	3	1	1	1

福祉ホーム事業の利用者は、1人で推移しています。

### ②訪問入浴サービス

		第6期計画			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用者数 (件数)	実績	0	0	0			
	計画	1	1	1	1	1	1

訪問入浴サービスの利用者は、ありませんでした。

### ③日中一時支援

		第6期計画			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用実人数 (人)	実績	3	4	3			
	計画	4	4	4	4	4	4
利用回数 (のべ回数)	実績	183	173	69			
	計画	226	231	236	200	200	200

日中一時支援の利用は、年度により増減があります。R5年度については、事業所の人員配置等により受け入れ困難となった事業所があったことから、大幅な減少となりました。

### ④知的障害者職親委託

		第6期計画			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用者数 (人)	実績	2	2	2			
	計画	2	2	2	2	2	2

知的障害者職親委託の利用者は、2人で推移しています。

### ⑤更生訓練費給付事業

		第6期計画			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用者数 (人)	実績	0	0	0			
	計画	1	1	1	1	1	1

更生訓練費給付事業の利用者は、ありませんでした。

### ⑥施設入所者就職支度金給付事業

		第6期計画			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用者数 (人)	実績	0	0	0			
	計画	1	1	1	1	1	1

施設入所者就職支度金給付事業の利用者は、ありませんでした。

### ⑦自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

		第6期計画			第7期計画		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自動車運転免許取得費助成事業	実績	2	1	4			
	計画	1	1	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	実績	0	0	1			
	計画	1	1	1	2	2	3

自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業の利用者は、年度により変動があります。

### ■現状と方策

福祉ホーム事業、日中一時支援事業、知的障害者職親委託事業については、一定の利用があり、障害福祉サービスに準じた必要不可欠なサービスとなっています。

その他の事業においても、障がい者の自立した地域生活や社会参加を促進するために必要なサービスであるため、事業の周知を図り、サービスの活用促進に努めます。

## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 住民理解の促進

誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現をめざし、障がい者等が、住み慣れた地域で人と人とのつながりの中で自分らしい人生を過ごすことができるよう、障がいに対する住民の正しい理解を促進します。

### 2 相談支援体制の充実強化

国の基本指針において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することが基本となり、相談支援体制の充実・強化に向けた支援や助言等が必要になってくることから、専門性を高めることに努めます。

さらに、相談支援窓口のネットワーク化を図ることで、障がい者及びその家族が安心して相談できる支援体制の充実を目指します。

### 3 支援体制の適正化

国の基本指針において、障害福祉サービス等の質の向上を目指した体制を構築することが必要とされています。それに応じて、障害福祉サービス事業者に対しての、請求や運営等に関する適正な助言等が必要になってくることから、各種研修等へ参加し、障害福祉制度等について知識を高めることに努めます。

### 4 福祉施設入所者の地域生活への移行支援

地域生活への移行支援は、広域的な対応が必要であり、地域生活支援拠点や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムなど、県や近隣市町村と連携を図り、関係各課と研修へ参加しながら方向性を見出していきます。

また、強度行動障がいを有する障がい者等への支援を充実させるため、状況やニーズを把握し支援体制を整備します。

## 5 成年後見人制度の利用促進

成年後見人制度は、知的障がいや精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し支援するものですが、身寄りがなかったり家族がいても高齢だったりするケースが増加しているため、制度の利用を促進することが必要になってくることから、制度の周知と利用促進に努めます。

## 6 障がい児に対する支援

現在、八戸圏域においては障がい児に対する障害児通所支援サービス等の体制が確保されています。

また、町単独の障がい児保育事業として、障がい児の受け入れ、保育士の加配を行っている保育園に対し、必要経費の補助を実施しています。

今後も、幼児期からの支援体制の整備やニーズの充足のために、保育園や医療機関等の関係機関と連携を図ります。

## 7 発達障がい児に対する支援

当町では、保健事業として、発達障がい傾向にある幼児の早期発見、療育のために幼児発達相談を実施し、必要に応じて、幼児期からの障害児通所支援サービス等の導入を図っています。

学童期以降も、発達障がい児とその家族が抱える不安やニーズを把握し、支援するために、関係課相互の連携や医療機関、保育園、教育機関等との情報共有によるネットワーク化を図ります。

## 8 重症心身障がい児・医療的ケア児に対する支援

現在、八戸圏域においては重症心身障がい児に対する障害児通所支援サービス等の体制が確保されています。

また医療的ケア児への支援体制を確保するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を充実させ、重症心身障がい児・医療的ケア児等とその家族が抱える不安やニーズを把握し、支援します。

## 9 難病患者に対する支援

保健所や関係課と連携を図り、今後も、福祉サービスの利用について、広報やパンフレット等により広く制度の周知と利用促進に努め、社会参加できるよう支援します。

## 10 予防的観点

本計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保や見込量に係る目標等を定めるものですが、後天的な障がいや重症化を予防するための予防的観点を持ち、関係課や関係機関と連携し、計画を推進します。

## 11 協議会

本計画は、地域自立支援協議会において、計画の達成状況の把握、点検を行い、事業の推進に努めます。

また、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に努めます。

## 【関係資料】

### 五戸町地域自立支援協議会設置条例

(設置)

**第1条** 障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、五戸町における障害者の福祉の増進を図るため、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として、五戸町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、推進及び見直しに関すること。
- (2) 相談支援体制の整備・充実強化に関すること。
- (3) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関すること。
- (4) 関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (5) その他協議会において必要と認める事項。

(組織)

**第3条** 協議会の委員は、10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる関係団体等から五戸町長(以下「町長」という。)が委嘱する。

- (1) 相談支援事業所の代表者
- (2) 障害福祉サービス事業所の代表者
- (3) 障害者福祉施設の代表者
- (4) 障害者相談員の代表者
- (5) 社会福祉協議会会長
- (6) 民生委員児童委員協議会会長
- (7) その他町長が適当と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を総括し、会議の議長となる。



4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、町長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

**第8条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 五戸町地域自立支援協議会委員名簿

自 令和4年2月24日  
任 期  
至 令和6年3月31日

NO	氏 名	所属及び職名	備 考
1	向 山 裕	五戸町社会福祉協議会会長	会 長
2	川 村 國 芳	五戸町民生委員児童委員協議会会長	副会長
3	手倉森 齊	五戸町身体障害者福社会会長	
4	湖 東 正 美	サポートセンター虹理事長	
5	大 西 一 男	生活・文化研究所理事長	
6	大 西 祐 子	相談支援事業所移山寮管理者	

第7期 五戸町障がい福祉計画  
第3期 五戸町障がい児福祉計画

発行 五戸町福祉課

〒039-1513

青森県三戸郡五戸町字古館21番地1

TEL 0178-62-2111 (代表)

FAX 0178-62-2216

メール [fukushi@town.gonohe.aomori.jp](mailto:fukushi@town.gonohe.aomori.jp)